

各務原市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

本改定は、平成26年6月に策定した「各務原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を新型コロナ対応の経験や課題を踏まえて改正された政府行動計画及び岐阜県行動計画と整合性を確保しつつ、行うもの。

【改定の主なポイント】

- ①対象とする感染症を新型インフルエンザや新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症を念頭に置いた上で、対応フェーズを3期(準備期・初動期・対応期)に分けて充実させる。
- ②感染が長期化する可能性も踏まえ、数次にわたる感染拡大の波への対応やワクチン・治療薬の普及等に応じ、柔軟かつ機動的に感染症危機対応を行うことを明確化する。
- ③人材育成、国、県、関係団体、市民等との連携・協力、DXの推進といった、複数の対策項目に共通する横断的な視点の整理

対策項目の概要と主な取り組み

1.実施体制

◆準備期

- ・平時において新型インフルエンザ等の対策を推進するために県が設置する「岐阜県新型インフルエンザ等対策推進協議会(県、市、医療関係団体、社会・経済関係団体等で構成)」に参加する。
- ・有事において拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び維持すべき業務の継続を図るための業務継続計画を策定する。
- ・県行動計画を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。
- ・県内の関係機関等と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ・県の訓練に参加し、有事における実施体制の整備、対応の流れ、各機関間の連携等を確認する。

◆初動期

- ・県が特措法に基づく対策本部に実施体制を移行した場合には、必要に応じて、市対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る準備を進める。
- ・必要な人員体制への強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ・必要に応じて、対策に要する経費について国や県の財政支援や地方債を活用しながら、所要の準備を行う。

◆対応期

- ・緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。
- ・緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。
- ・必要に応じて、地域に係る緊急事態措置の総合調整を行う。
- ・必要に応じて、他自治体、関係団体に応援を要請する。
- ・国や県からの財政支援や地方債を活用しながら必要な対策を実施する。

対策項目の概要と主な取り組み

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

◆準備期

- ・県と連携し、集団感染が発生するリスクが高い学校・高齢者施設等に対する分かりやすい情報提供・共有を実施する。
- ・市民等からの相談窓口等が設置できるよう体制を準備する。

◆初動期

- ・リスクコミュニケーションの実施体制について、市民に必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- ・要請を受けて、コールセンター等を設置する。

◆対応期

- ・市民へきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民から相談受付等を実施する。
- ・コールセンター等を継続し、市民等からの相談対応や適切な情報提供を実施する。

3. まん延防止

◆準備期

- ・平時から基本的な感染対策の普及を図り、対策強化に向けた理解促進・準備を行う。
- ・避難所の運営に必要な場所や資機材を確保するとともに、有事における体制や対応を確認する。

◆初動期

- ・国の要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
- ・国や県と連携し、発生地域における感染状況等を適切に把握する。
- ・災害時、必要に応じて、県から必要な範囲で患者情報の提供を受け取り、避難所を運営する。

◆対応期

- ・県が新型インフルエンザ等の感染拡大防止措置を発出する際、必要に応じ市は県の要請に協力する。
- ・職場、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、多数の者が居住する施設、感染リスクが高まる場所等の施設管理者に対して、感染対策を強化するよう要請する。
- ・災害時、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じて、県から必要な範囲で患者情報の提供を受ける。

4. ワクチン

◆準備期

- ・有事に向けて予防接種に必要な資材の確保方法を確認する。
- ・県、市、県医師会、県卸売販売業者団体、専門家等の関係者と協議の上、ワクチンの在庫状況の把握、融通方法の確認、県との連携方法及び役割分担等流通に係る体制を整備する。
- ・速やかに集団接種が実施できるよう接種体制を構築する。
- ・市は、地域医師会等と連携の上、接種の優先順位、接種に携わる医療従事者の体制等具体的な実施方法について体制の構築を図る。
- ・適切かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済等に関し分かりやすく市民へ情報提供を行う。
- ・市又は県は、医師会等の関係者と連携し、接種体制の構築に向けた訓練を実施する。
- ・予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該システムの整備を行う。

◆初動期

- ・ワクチン接種に必要な資材を適切に把握する。また、接種会場での救急対応に備え、処置用品を準備・管理する。
- ・市は、医療関係団体と連携し、接種に携わる医療従事者を確保する。
- ・目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、市民の情報や接種予定数の把握を行い、接種体制の調整を行う。
- ・医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
- ・予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ・住民からの相談に対応するための体制について検討する。

◆対応期

- ・国の要請を受け、ワクチン等を円滑に流通できる体制を確保する。
- ・初動期に整備した接種体制に基づき接種を進める。
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に特定接種を行う。
- ・準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を確保する。
- ・ワクチン接種のスケジュール、種類、有効性、安全性、副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法等を市民へ周知する。
- ・予防接種による健康被害が生じた場合、審査会の結果に基づき給付を行う。
- ・予防接種健康被害救済制度について被接種者への情報提供を行い、申請を受け付けるほか、被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

対策項目の概要と主な取り組み

5.医療

◆初動期

・地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

◆対応期

・地域の医療提供体制や、相談センター及び医療機関への受診方法等について市民等に周知する。
・有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みへの変更に伴い、市民等への周知を行う。

6.保健

◆準備期

・県等からの要請に応じ、応援派遣に協力できるよう、人員体制を整備する。
・県などの要請に応じ、健康観察ができるよう整備する。
・有事に備え、平時から県及び保健所を中心に関係機関・団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

◆対応期

・県等からの応援派遣要請に対応協力できるよう体制を整備する。
・県が実施する健康観察に協力する。
・県が実施する食事の提供等の当該患者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

7.物資

◆準備期

・所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

◆対応期

・準備期から引き続き感染症対策物資等の確認により、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

8.市民生活及び市民経済の安定の確保

◆準備期

・有事における対策に必要な情報を共有する庁内・関係機関との体制を整備する。
・有事における行政手続きや支援金等の給付・交付について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。
・事業者は市民に対し、有事に備えマスクや消毒液等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。
・県と連携し、高齢者、障がい者等の用配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)のための具体的手続きを決めておく。
・県と連携し、一時的に遺体を安置できる施設等について検討し、火葬方は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

◆初動期

・火葬場の火葬能力の限界を超える場合に備え、一時的に遺体を安置できるよう準備する。

◆対応期

・心身への影響を考慮した施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を実施
・高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)を実施
・市民への迅速かつ的確な情報共有を行い、相談窓口・情報収集窓口の充実
・まん延防止措置の影響を受けた事業者に対し、必要な支援を実施
・水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置